

大 監 第 154 号
平成 18 年 1 月 6 日

大阪市監査委員	船 場 太 郎
同	勝 田 弘 子
同	川 村 恒 雄
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 17 年 11 月 9 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

大阪市監査委員は、市長ほか関係機関に対し、下記違法な公金支出による損害額 21 億 3,935 万 1,507 円を填補するために必要な措置を講ずるよう請求せよとの措置を求める。

（1）公金からの違法支出

ア 公金支出

市は、平成元年 3 月 1 日、役職員の 8 割が元市職員で構成される財団法人大阪市交通事業振興公社（以下「公社」という。）との間で、以下のような内容の委託業務に関する協定を随意契約の方法で締結した。

委託業務 清掃業務など

委託業務の範囲 委託業務の範囲、委託金額、委託期間、委託金額の支払方法等は委託業務契約書によりその都度、両者の間で締結する。

再委託 公社が委託業務を直接履行することが困難な場合、又は第三者に委託することが効率的であると認められる場合は、あらかじめ書面により市の承諾を得て第三者に再委託することができる。

委託期間 平成元年 4 月 1 日から平成 2 年 3 月 31 日までを 1 年間とし、期間満了の 1 か月前までに通知がないときは、協定期間を 1 年間延長し、以後この例による。

以後、市は、平成 17 年度まで、公社との間で委託業務に関する協定を更新ないし一部変更の上締結しているが、少なくとも上記の協定内容自体に変更はない。

市は、平成16年度及び平成17年度において、各年度の委託業務に関する協定に基づいて、公社との間で個別的な清掃業務ごとに委託業務契約を締結した。

公社は、受託した業務のうち、少なくとも地下鉄構内（一部居室含む）の清掃業務のすべてについて、民間の清掃業者 10 数社に随意契約の方法で再委託した。

市は、両年度において、委託業務に関する協定及びそれらに基づく各委託業務契約に基づいて、清掃費として以下の公金を支出ないし支出の予定である。

年 度	決算ないし予算額
平成15年度	2,252,106,534円（決算）
平成16年度	2,210,815,244円（決算）
平成17年度	2,361,780,193円（予算）
計 6,824,701,971円	

しかしながら、この平成15年度、平成16年度及び平成17年度の清掃費について、清掃費の相場を参考に駅構内清掃面積の単価を15円／㎡、事務所等の室内清掃面積の単価を60円／㎡に設定するなど客観的な基準に基づいて適正金額を高めに見積もっても、以下のとおりとなる。

年 度	適正額
平成15年度	1,411,629,469円
平成16年度	1,408,169,107円
平成17年度	1,369,323,582円

計 4,189,122,158 円

イ 支出の違法性

市は、公社との間で、具体的な委託料を決めることなく、包括的な委託業務協定を締結して公社に独占的な受託者の地位を与えた。その上で、公社に見積書を提出させることも委託料の減額交渉をすることもなく、また、他社の見積書と比較検討することもなく、各業務委託契約の内容として、公社の言い値で各委託料が不当に高額に決定されたのである。その結果、平成15年度、平成16年度及び平成17年度に限っても、高めに見積もった適正額との差額は、総額26億3,557万9,813円にも上る。

このような不当に高額な委託料の設定の正当化などありえない。

しかも、清掃業務は単純な労務作業を内容とするものであり、その委託業務の性質または目的に照らして、競争入札に適しないことはありえない。

したがって、前記委託業務に関する協定及び上記各業務委託契約は、随意契約による点で、一般競争入札を原則とする地方自治法（以下「法」という。）第234条第2項に違反する違法、無効なものである。

ウ 損害の発生

違法な公金支出により、次のような損害が発生している。まず、平成15年度については、支出額と適正額との差額が8億4,047万7,065円となるので、それと同額の損害が発生している。

次に、平成16年度については、支出額と適正額との差額が8億264万6,137

円となるので、それと同額の損害が発生している。

さらに、平成 17 年度については、予算額と適正額との差額が 9 億 9,245 万 6,611 円となり、その差額のうち、既に支出された 4 月から 9 月までの 6 か月分の支出額 4 億 9,622 万 8,305 円については、それと同額の損害が発生し、その残額 4 億 9,622 万 8,305 円については、それと同額の損害の発生が見込まれる。

したがって、損害額の総額は、21 億 3,935 万 1,507 円となり、今後 4 億 9,622 万 8,305 円の損害の発生が見込まれる。

(2) 監査請求

法第 242 条第 1 項に基づき、事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

事実証明書 ・清掃費措置請求に伴う資料一覧表
・委託業務に関する協定書

[監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。]

2 請求の受理

(1) 補正書について

請求人は、清掃費の相場を参考に駅構内清掃面積の単価を 15 円/m²、事務所等の室内清掃面積の単価を 60 円/m²に設定しているが、その単価設定が客観的な基準であることを疎明するため、平成 17 年 12 月 2 日付けで「公社からの情報資料提供により、清掃に関する仕様書を基に複数の清掃業者に算出の根拠となるものを教えていただいた。」、「ビルメンテ協会にも問い合わせた。」など記載の補正書が提出された。

(2) 請求期間と正当な理由

法第 242 条において、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、請求することができない。ただし、正当な理由があるときは、請求することができる。とされている。

正当な理由については、財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的に見て監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたかどうか、できなかった場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的に見て上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。

交通局が公社と締結している業務委託に関する協定及び清掃業務に関する随意契約の内容並びに公社が行っている再委託の内容については、いずれも公文書等が存在し、情報公開請求等により、調査を尽くせば監査請求をするに足りる程度に知ることができるものである。よって、1 年を経過しているものについての正当な理由は認められない。

以上により、1 年を経過していない清掃業務委託に係る契約の締結について、法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

交通局における公社との平成 17 年度の清掃業務委託に係る契約の締結が、請求人の主張する事項から違法・不当な契約の締結にあたるか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して、平成 17 年 12 月 2 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人から、新たな証拠として旧道路公団関連企業の剰余金の還元に関する平成 17 年 12 月 1 日付け朝日新聞の記事が提出された。

請求の要旨を補足する内容は次のとおりである。

- ・公社はトンネル会社で競争入札したら半額以下になるはずである。
- ・再委託先が一業者に偏っている。
- ・交通局が赤字で公社が黒字である。道路公団と同じ構図であり、余っているなら返すべきである。

3 監査対象局の陳述

交通局を監査対象局とし、平成 17 年 12 月 12 日に交通局長ほか関係職員から陳述を聴取した。

4 関係人調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、公社に対して関係人調査を実施した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 随意契約の根拠法令

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 35 条において、この章に定めるものを除く外、地方公営企業の財務に関し必要な事項は、政令で定めるとされ、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項第 2 号において、不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするときは、随意契約によることができるとされている。

(2) 委託業務に関する協定

昭和 56 年 6 月 1 日付けで、交通事業の効率的運営と経営の健全化の推進を図るとともに、利用者の利便及び市民サービスの向上に寄与するためとして、市と公社との間で、交通局の経営する事業の業務委託について協定が締結され、清掃業務に関しては、昭和 58 年度から本協定に基づき委託がなされている。

なお、現協定は、昭和 56 年の協定をもとに平成元年 3 月 1 日付けで締結されたものであり、その後、順次改正されている。

現協定の第 1 条で、委託する業務の一つとして清掃業務が挙げられ、第 2 条において、委託業務の範囲、委託金額、委託期間、委託金額の支払方法、履行要領等については、その都度契約を締結するものとされ、第 4 条において、委託業務の一部を直接履行することが困難な場合又は第三者に委託することが効率的であると認められる場合は、あらかじめ書面により承諾を得てこれを第三者に再委託することができるとされ、第 11 条において、協定又は委託業務契約の全部若しくは一部を変更しようとするときは、協議して行うとされている。

(3) 契約決議について

ア 契約の方法

高速鉄道の駅舎、乗務所、検車場等及びバスの営業所等の清掃業務ほかに係る契約は、局の各所管課において決議し、公社との間で平成 17 年度計 59 件 24 億 696 万円【別紙 1】の随意契約が締結されている。

なお、決議には随意契約理由が記載され、契約内容として、履行要領を含む委託業務契約書（案）が添付されている。

イ 委託料の積算根拠

委託料の積算は各所管課で行い、積算根拠については「建築保全業務積算基準」（国土交通省監修）の積算方法に準拠している契約が主であるが、ほかにビルメンテナンス協会の基準を参考にしたものなどがある。

建築保全業務積算基準を採用した場合の積算方法は、清掃員単価に歩掛り（100 m²あたりの必要人員）、面積、日数を乗じ、直接人件費を算出し、これに、直接物品費、業務管理費、一般管理費を加算したものである。

なお、建築保全業務積算基準に準拠していても、局としての基準が定められておらず契約所管課によって異なる積算により契約している。

また、1 月あたりの m²単価（物品費等込み）に割り戻してみると、駅構内では、毎日清掃部分約 42 円、周期清掃部分約 69 円であり、事務所では、研修所を例にすると、毎日・隔日清掃部分約 163 円、駐車場・周辺部分を除く事務所内の周期清掃部分約 10 円、定期清掃 1 回あたりの m²単価は、床ワックス約 125 円、窓ガラス 250 円となる。

ウ 特名による随意契約の理由

随意契約については地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に基づくものとし、加えて個別の特名による理由を記載し契約されている。

主な理由は次のような内容である。

- (ア) 当該業務は、当局の勤務形態及び業務実態の関係から業務場所により時間が限定され、かつ頻繁に変更が伴うことから、当局の勤務形態及び業務実態に精通している公社に特名することにより予備知識の習得や打合せなどに必要とする労力や時間を省略でき、業務の円滑な進捗を図ることができる。
- (イ) 公社内では、業務内容の充実はもとより担当職員の専門化が図られ、契約、検収（監督）、支払事務等でも良好な業務を行っている。今年度においても、蓄積された経験と技術により、高度な清掃効果が期待でき、業務の円滑な遂行が図れる。

- (ウ) 当該業務委託は、当局業務と常に密接な連携のもとに施行する必要があるもので、内部事情を熟知し、専門知識を有する団体と契約することにより、業務の円滑な遂行が図れる。
- (エ) 当該業務は、検車場内及び営業線上において高速（中量軌道）車両の車体洗浄、車内消毒並びに窓閉等の作業を行うものであり、車内の美化を維持していくため外板薬洗、外板水洗、内ガラス清掃等（機械洗浄、車内全清掃、外ガラス薬洗等）多数の件名に分けて実施しているため、日常作業後の検査や、営業線での車両運用の変更等に対しての工程調整に即対応できる知識が必要である。
- (オ) 当該業務は、電気指令所の事務室、制御室、会議室等の清掃を行うものであるが、電気指令所は地下鉄・ニュートラムの安全運行に重要な機器類が多数収納されている施設であり、かつ電気指令所の勤務形態及び勤務実態が多種あるため清掃場所により時間が制限され、更に予定変更を余儀なくされることから電気指令所の機器の重要性を把握し、勤務実態に精通していることが必要である。

エ 再委託について

協定第4条に基づき、公社から交通局に「再委託承諾申請書」による申請が行われ、決裁のうえ「再委託承諾書」により再委託が承諾されている。

例えば、「駅構内清掃及びその他清掃業務」についてみると、再委託承諾の申請理由は、本件清掃業務の一部を再委託することにより、専門業者の豊富なノウハウを生かし効率的に業務の実効を期することができ、合理的かつ経済的であるとされている。また、承諾の理由については、再委託先の各業者は、この種の業務に実績があり業務内容にも精通、緊密な連絡が図れるとされている。

2 監査対象局の陳述内容

(1) 監理団体の活用

交通局では、交通事業の効率的運営と経営健全化を推進するとともに、乗客サービスの向上を図ることを目的として、昭和54年に当局の全額出捐により公社を設立し、当局業務の外注化の促進に努めてきた。

当局では、公社をはじめとする監理団体が、交通局からの受託事業を行うことによって、本市交通事業の代替的、補完的な役割を果たし、当局事業の効率的運営に寄与してきたところである。

監理団体を活用するメリットとしては、①長年にわたり、交通事業に従事した当局OB職員がいるため、その経験を活かして、円滑に業務を執行することができること、②OB職員であるため、比較的安価に事業が実施できることなどが挙げられる。

当局では、このメリットを最大限に活かし、当該業務の直接部門はもとより、仕様書や工程表の作成、入札、契約、支払、検査などの管理的業務も含めて監理団体に委託することにより、経費の縮減に努めてきたところである。

こうした考え方のもと、当局では、監理団体への委託業務について、業務の範囲、履行の諸条件等を明らかにするための基本的なルールとして、公社をはじめとする

当局の監理団体と委託業務に関する協定を締結し、適正で効率的な業務執行を目指してきた。

(2) 公社への清掃業務委託

清掃業務については、昭和 57 年度以前は交通局の各事業担当課で仕様書を作成し、契約担当課である調度課（現 経理課）で入札のうえ民間事業者へ直接委託してきたが、①当局には多数の事業所があり清掃箇所が膨大であるほか、各施設管理担当部署も多岐にわたっているため、契約や支払事務が煩雑であること、②検査について、統一的な基準の設定が困難で、出来栄等にはばらつきが出ることなどの不都合が生じていた。

このため、清掃業務については、監理団体を活用した業務の効率化の観点から、昭和 58 年度より仕様書や工程表の作成、入札、契約、支払、検査などの管理的業務と清掃作業部分とを一体として公社に委託することとした。

その結果、①公社が、当局の業務実態に精通しているOB職員を活用することにより、比較的安価かつ円滑に事業を実施できること、②公社が、所管のまたがる多数の清掃箇所を集約したうえで、清掃種別や場所を考慮してグループ分けを行い、入札・契約することにより、契約や支払業務等を簡素化することができたこと、③検査、監督についても、当局の各事業所職員に加え、公社職員による検査監督が行われたことで、その充実と事業所間の均一化が図られたことなど、当局の清掃業務をより効果的・効率的に実施できるようになった。

(3) 随意契約について

清掃業務については、実作業部分のみであれば、競争入札になじむものだが、当局が公社に委託している清掃業務には、実作業部分だけでなく、仕様書や工程表の作成、入札、契約、監督、検査などの管理的業務も含まれている。こうした管理的業務を行うためには、実作業を担当する民間事業者の選定に際して中立・公正な立場をとる必要があることから、当局が全額出捐しており、市営交通事業の効率的運営等を目的として設立された公社に随意契約している。また、他の政令指定都市の駅清掃の契約においても、こうした事情から、概ね監理団体と随意契約を行っている。

したがって、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の「契約の性質や目的が競争入札に適しないものとするとき」に該当することから違法な契約の締結にはあたらないものと考えている。

(4) 委託料の設定

契約金額の算定については、各事業担当課において、建築保全業務積算基準等の基準に基づき積算して予算化したうえで、前年度の再委託費の実績等も勘案しながら、配布された予算の範囲内で公社と折衝を行い、適正な価格を決定している。例えば、駅における清掃業務の平米当たりの単価について、他の政令指定都市と比較しても、当局単価のほうが安価である。

費用の点では、公社において、2 年ごとに指名競争入札の方法によって、民間の清掃事業者を決定しているので、一定の競争原理が導入されており、経費の節減にも寄与していることから、委託料の額は、公正な積算に基づく適正なものであり、

かつ、適正な手続により決定されたものであると考えている。

3 関係人調査の結果

(1) 契約に関する規程等

公社では、経理規程及び契約事務取扱細則が定められており、同取扱細則第3条において、指名競争入札に参加できる者は交通局における入札参加の有資格者名簿に登録された者とされ、第4条において入札者の指名は原則として5名以上とされている。

なお、交通局では、契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号）第12条において、有資格者名簿により、原則として7名以上指名とされている。

(2) 再委託契約について

再委託するにあたっては、概ね業務種別、業務場所等を勘案して業務を統合又は分散して組み直している。例えば、駅構内（一部居室等を含む）の日常清掃については、経済性を確保するため地域性を加味しながら駅清掃面積の平均化を図るとともに、交通局の駅管理体制を加味しているとのことである。

入札は隔年に行われ、平成16年度の各契約単位別の落札価格は【別紙2】であり、平成17年度は清掃内容が同じであれば前年度額を基本に随意契約されている。また、市外駅の塵芥処理等との理由から、別途随意契約されているものがある。

(3) 管理的業務について

上記の入札・契約のほか、仕様書については、交通局との契約で示された履行要領書を上記(2)のとおり業務の再編した場合の仕様に改めて作成している。

履行状況の確認については、日々の確認は各清掃か所で交通局職員が行い、業者の監督指導にあたるため、清掃現場を巡回して仕様内容に沿った作業が行われているかを交通局の各所属長等に面談のうえ確認し、通勤時等移動中にも駅構内等の状況把握を行い、状況に応じて手直し等の指摘を行い、毎月の出来高の確認業務として業者から提出される各業務の完了書の点検確認を行っているとのことである。

このほか、交通局への提出書類である「受託業務出来高報告書」、「清掃完了証明書」及び「請求書」の作成送付事務のほか、業者への支払い業務等が行われている。

直接担当職員は5名であり、費用分担は、清掃業務に係る担当職員の人件費及び物件費、総務関連費用としての一般管理費となっている。

(4) 受託金額と再委託金額等

平成17年度における清掃業務関連の交通局からの受託金額は、59件24億696万円【別紙1】であり、入札等による再委託金額は57件22億3,175万円【別紙2】で、市外塵芥処理のため随意契約としているもの及びトイレトペーパー代等が6,216万円となっており、受託金額と再委託金額の差額は1億1,304万円である。この差額から、管理的業務として、人件費、物件費及び一般管理費（総務関連費を公社の各受託事業費等で按分）に充てられている。

また、平成17年度決算見込みによると、管理的業務に要する費用は6,483万円で、余剰金4,822万円となっている。

なお、平成 16 年度決算においては、公社の受託事業全体の余剰金から、交通局への寄付金・寄贈費として 6,372 万円が支出され、このうち、トイレトペーパーホルダー購入のための寄付金が 3,229 万円となっている。

(5) 委託料の余剰金

地方財務実務提要（地方自治制度研究会）によれば、管理業務の対価として一定の金額を支払うことを約し、管理業務が適正に執行されるならば、経営努力の結果、管理者に余剰が生じるとしても、それはいわゆる企業努力として評価することも可能であり、法律上、この余剰金額が当然に返還することとされたり、あるいは必ず管理経費に充当しなければならないといったものではないが、もっとも、委託料の金額については、双方の合意に基づくものであり、余剰を生じさせないような取り決めも可能であり、また、余剰が生じる場合に取り決めを変更することも可能であるとされている。

4 判 断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明及び関係人調査に基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 随意契約の締結

請求人は、清掃業務は単純な労務作業を内容とするものであり、その委託業務の性質又は目的に照らして、競争入札に適しないことはありえず、協定書及び各業務委託契約は、随意契約による点で一般競争入札を原則とする法に反し違法、無効なものであると主張している。

交通局の契約に関しては、地方公営企業法が適用されるものであり、これに基づく地方公営企業法施行令第 21 条の 14 において、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき、随意契約によることができると規定されている。

この規定に関しては、当該契約の目的及び内容に対応する信用、技術及び経験等を有する特定の相手方との間で直接に契約を締結することが、当該契約の性質に照らし又はその目的を効果的に達成する上でより妥当であると合理的に判断される場合も、競争入札に適しない場合に該当すると解されている。

今回の契約についてみると、交通局から公社へ委託された清掃業務には、現場で実際に清掃を行う実作業部分のみならず、交通局の各所管課にまたがる多数の清掃箇所を集約した上で、清掃種別等を考慮してグループ分けを行い、仕様書を調製の上で入札を行うとともに、統一的かつ専門性をもった監督・検査を行うといった管理的業務も含まれていることが認められる。

特名理由によると、公社は、各事業現場の実態を熟知しており、この管理的業務の適正執行が期待でき、清掃業務全般の効率化が図れるとともに、交通局との意思疎通により公共事業に求められる公平性が確保できるなど、交通局にとって大きなメリットがあろうことは理解できるものである。

ところが、本件委託契約における業務量及び金額の割合においては、管理的業務よりも実作業部分が大部分を占めており、その部分をとらまえてみると、請求人が主張するように競争入札に適しないといえるものではない。

しかしながら、公社は、交通局の補完的機能を持つ監理団体であって、交通局の契約規程にほぼ準じた契約事務取扱細則を設けており、それに基づき、交通局における入札参加の有資格者名簿に登録された者を対象として指名競争入札が行われていることからすると、間接的ではあるが、契約の公正性及び価格の有利性を図ることを目的として地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨に準拠した取扱いがなされていると見ることは可能である。

以上のことを勘案すると、本件各委託契約がその性質又は目的が競争入札に適しない場合に当たると判断したことが明らかに不合理であるということとはできないものであるが、そのためには、競争入札により交通局が本来享受すべき価格の有利性が確保されていないなければならない。

(2) 委託料の設定

請求人は、清掃費の相場に比べれば高額であり、減額交渉をすることもなく、他者の見積書と比較検討することもなく、不当に高額な委託料の設定の正当化などありえないと主張している。

交通局の委託料を単純に面積等で割戻し、その単価を比較すれば、請求人が相場と主張する価格を上回っているものであるが、清掃単価は、作業の場所、時間及び回数等様々な条件によって異なるものであり、平米あたりの単価のみをもって単純に比較できるものではない。

交通局では、主として国土交通省監修の建築保全業務積算基準に基づき各年度ごとに委託料の設定がなされているところであり、一定の合理性は確保できるものであるが、必ずしもその時点における市場価格を忠実に反映しているといえるものではなく、本来であれば、競争入札により契約金額が決定されることをもって市場価格の反映が確保できるものであり、現行の契約上においては、入札による価格の有利性が交通局に反映されるような形態にはなっていない。

また、公社では、安定的な労務供給と手続や価格の効率性を確保するため隔年に競争入札を行い、実質的には2か年契約と同様の価格決定方法を採用しており、平成17年度の業者との再委託契約は、平成16年度に行われた競争入札による落札価格を基本に行われるのであるから、交通局は、平成17年度当初契約の際に、上記の積算により設定した各委託料から平成16年度再委託価格及び管理的業務に要する適正費用を除いた余剰金の発生について考慮すべきものであったといえる。

ところで、公社においては、交通局からの委託料と再委託金額との差額から管理的業務に係る経費を捻出しているが、その余剰金及び清掃業務以外の事業から生じた余剰金の中から交通局へ寄付金又は寄贈品といった形で事業外費用として計上しており、結果的には清掃業務に係る余剰金の一定部分を交通局に還元していると見ることはできる。

また、一般的には、委託業務の対価として一定の金額を支払うことを約し、委託業務が契約どおりに執行されたならば、経営努力の結果、受託者に余剰が生じるとしても、それはいわゆる企業努力として評価されるものであり、法律上、この余剰金額が当然に返還されるものではない。

しかしながら、公社は交通局の補完的機能を持つ団体であり、競争入札の結果と

して生じる余剰金は、原則的には、交通局が享受すべき性格のものであると考えられ、そうすることによって、公社との随意契約が正当化されるものである。

現行契約上においては、余剰金の返還を当然に要求できるものではないが、委託契約の内容については、双方の合意に基づくものであり、協定第 11 条においても、協議をもとに契約の変更が認められていることから、交通局においては、おかれている経営状況も踏まえ、今年度分についての精算等について、公社との間に協議を整える必要があると判断する。

5 結 論

以上の判断により、本件委託料が高額であるとの請求人の主張には一部理由があると認められるので、次のとおり勧告する。

勧 告

監査の結果、公社との間で清掃業務委託を随意契約により締結するためには、公社からの再委託における競争入札の成果が当該委託料に反映されるべきであると考えられ、平成 17 年度契約上においては反映されていないことから、措置を講じる必要があるので、法第 242 条第 4 項の規定により、次の措置を平成 18 年 3 月末日までに講じられるよう勧告する。

記

平成 17 年度の公社への清掃業務委託のうち、公社における当該清掃業務委託に係る再委託契約の額と当該再委託に係る本市からの委託料の額との差額から、当該清掃業務委託に係る管理的業務に要する適正費用を除いた余剰金相当額について、精査の上、本市への還元が行えるよう公社と契約変更の協議を整えること

(意見)

現状の公社で行われている競争入札の結果については、交通局の積算による委託料との対比において、十分に競争性が発揮されているかは疑問である。

今後、清掃業務委託を行う場合には、競争入札の成果が確保できる契約内容としなければならないなかで、指名業者数を増加し入札参加者を多様化させるなど、交通局が直接入札を行うのと同様の厳正な手続により競争性を確保するよう指導されたい。

清掃業務委託一覧

(税込み) (単位:円)

番号	契約件名	担当課	17年度	16年度	増減理由
1	阿波座管理事務所	高速運輸部管理課	21,889,632	22,563,517	ボイラー更新に伴う維持管理業務の減
2	井高野建設事務所清掃	建設部土木課	2,676,471	5,211,780	積算方法の見直し
3	営業所施設管理井高野	自動車部業務課	8,023,335	8,023,335	
4	営業所施設管理古市	自動車部業務課	9,503,445	9,503,445	
5	営業所施設管理港	自動車部業務課	8,044,414	8,044,414	
6	営業所施設管理守口	自動車部業務課	8,023,335	8,023,335	
7	営業所施設管理住吉	自動車部業務課	8,023,335	8,023,335	
8	営業所施設管理住之江	自動車部業務課	8,044,414	8,044,414	
9	営業所施設管理中津	自動車部業務課	8,023,335	8,023,335	
10	営業所施設管理長吉	自動車部業務課	8,023,335	8,023,335	
11	営業所施設管理鶴町	自動車部業務課	8,044,414	8,044,414	
12	営業所施設管理東成	自動車部業務課	10,158,245	10,158,245	
13	営業所施設管理西島	自動車部業務課	8,044,414	8,044,414	
14	駅構内一部居室	高速運輸部営業課	1,369,605,562	1,304,584,011	トイレ紙及び交換費用増
15	加賀屋乗務所	高速運輸部管理課	9,101,785	9,101,785	
16	研修所建物	職員部研修所	3,600,309	3,600,309	
17	古市建設事務所清掃	建設部土木課	3,259,788	5,264,385	積算方法の見直し
18	古市建設事務所清掃森之宮	建設部土木課	3,547,026	5,286,015	積算方法の見直し
19	高速車輛車体清掃	車両部車両課	511,229,500	506,354,657	清掃車両数及び広告取扱数の増
20	今里車庫	車両部車両課	836,700	1,343,683	契約期間短縮による減・清掃範囲の減
21	桜川工事事務所清掃	建設部土木課	5,130,153	5,215,770	積算方法の見直し
22	森之宮営繕	技術部工務課	1,471,547	1,389,989	ワックス業務の増
23	森之宮総合事務所	高速運輸部管理課	14,913,217	14,913,217	
24	森之宮車輛管理事務所	車両部車両課	10,969,022	11,180,952	清掃範囲の減
25	森之宮保線事務所	技術部工務課	4,188,966	4,188,966	
26	操車場食堂管理	自動車部業務課	12,867,254	10,941,422	操車場鍵開閉業務の増
27	操車場便所	自動車部業務課	7,980,291	7,944,308	トイレ紙及び交換費用増
28	大国総合別館	技術部工務課	2,908,024	2,908,024	
29	大国総合本館	技術部工務課	26,567,340	26,567,340	
30	大日乗務所	高速運輸部管理課	14,538,523	14,538,523	

番号	契約件名	担当課	17年度	16年度	増減理由
31	大日保線	技術部工務課	2,100,619	2,100,619	
32	谷町九丁目変電所	技術部工務課	1,215,381	1,215,381	
33	中百舌鳥検車場	車両部車両課	12,693,981	12,727,149	ボイラー業務単価修正による減
34	中百舌鳥乗務所	高速運輸部管理課	20,005,615	20,005,615	
35	中量軌道車輛	車両部車両課	19,118,303	18,776,952	清掃車両数の増及び 広告取扱数の増
36	調達課別館	総務部経理課	1,424,864	1,582,704	清掃単価修正による 減
37	長居技術事務所	技術部工務課	9,644,782	9,644,782	
38	長柄単身寮	職員部厚生課	4,584,922	4,584,922	
39	鶴見検車場	車両部車両課	11,139,529	11,139,529	
40	鶴見乗務所	高速運輸部管理課	10,550,790	10,550,790	
41	天神橋乗務所	高速運輸部管理課	9,003,584	9,003,584	
42	電気指令所	技術部信号通信課	3,697,320	3,697,320	
43	東吹田検車場	車両部車両課	7,245,513	7,222,978	シーツ交換数の増
44	動物園前事務所	技術部信号通信課	22,048,815	22,009,965	窓ガラス清掃の増
45	南港検車場	車両部車両課	10,109,908	9,960,271	シーツ交換数の増
46	梅田仮泊所	高速運輸部管理課	6,781,574	6,781,574	
47	八尾乗務所	高速運輸部管理課	17,746,970	17,746,970	
48	緑木車輛管理事務所	車両部車両課	15,840,911	15,840,910	消費税額の端数処理
49	緑木保線	技術部工務課	2,728,181	2,728,181	
50	本局塵芥処理	総務部総務課	6,048,000	7,751,016	排出塵芥容量の減
51	寝具類交換及び運搬	高速運輸部営業課	33,365,899	33,375,308	シーツ交換数の減
52	駅構内(コスモ・トレート)	高速運輸部営業課	11,044,277		新規事業
53	塵芥処理(港・西島)	自動車部業務課	1,569,888	1,569,888	
54	自動車車輛管理事務所	自動車部整備課	4,562,176	4,534,186	ワックス範囲の増
55	自動車広告整備	自動車部整備課	27,401,169	27,388,535	産業廃棄物処分の追加
56	自動車清掃	自動車部整備課	9,656,566	10,353,871	車両数の減
57	自動車消毒	自動車部整備課	4,362,782	4,440,938	車両数の減
58	塵芥処理(工場)	自動車部整備課	1,120,417	1,120,416	消費税額の端数処理
59	保存車輛	車両部車両課	907,663	907,662	消費税額の端数処理
	合 計		2,406,957,530	2,333,816,690	

再委託に係る契約一覧

(税抜き)(単位:円)

	契 約 件 名	17年度	16年度	相手方	増減理由
1	駅構内清掃 A	88,592,000	88,571,750	A	
2	駅構内清掃 B-1	81,329,000	81,332,950	A	
3	駅構内清掃 B-2	92,561,000	92,447,090	A	トイレ紙交換費用増
4	駅構内清掃 C-1心	67,882,500	67,707,300	B	〃
5	駅構内清掃 C-2	57,524,000	57,524,000	B	
6	駅構内清掃 C-3西長	72,560,000	72,432,300	C	トイレ紙交換費用増
7	駅構内清掃 C-4難波	24,124,000	23,547,550	D	〃
8	駅構内清掃 D-1・G	88,479,000	88,471,000	E	
9	駅構内清掃 D-2・R長堀	62,061,000	62,058,000	E	
10	駅構内清掃 D-3	41,374,000	41,341,000	E	
11	駅構内清掃 EL	43,262,000	43,003,050	F	トイレ紙交換費用増
12	駅構内清掃 FKM	49,176,000	48,754,250	G	〃
13	駅構内清掃 HJP	64,138,000	63,581,000	H	〃
14	駅構内清掃 IQ門真	51,864,000	51,300,000	I	〃
15	駅構内清掃 N玉造	20,145,000	20,033,000	J	〃
16	駅構内清掃 O 松屋	37,214,000	36,923,660	K	〃
17	駅構内清掃 大正	10,570,000	10,453,620	A	〃
18	駅構内清掃 千代	10,717,000	10,582,000	E	〃
19	駅構内清掃 OBP	12,856,000	12,743,650	L	〃
20	駅構内清掃 西大橋	7,487,000	7,376,650	M	〃
21	寝具類交換	30,893,000	30,903,000	A	交換数の減
22	高速駅構内便所清掃、防臭剤 取替	115,471,808	108,288,000	E	トイレ紙交換費用増
23	自動車営業所等清掃	73,686,110	71,893,960	A	操車場鍵開閉業務の増
24	事務所等清掃 1 (長柄単 身寮)	2,790,000	2,790,000	N	
25	事務所等清掃 2 (中百舌 島外)	88,674,990	94,139,680	A	健康管理室、阿波座ボイラ 更新による減
26	事務所等清掃 3 (加賀屋)	5,091,750	5,091,750	O	
27	事務所等清掃 4 (工務、営 繕等)	68,244,714	70,617,000	A	大国町分室、今里車庫の 閉鎖
28	事務所等清掃 5 (27操車 場、鶴見)	11,650,970	11,618,000	E	操車場紙交換業務増

	契 約 件 名	17年度	16年度	相手方	増減理由
29	事務所等清掃 6 (研修所)	2,080,000	2,080,000	P	
30	事務所等清掃 7 (調達課別館)	930,000	930,000	Q	
31	事務所等清掃 8 (港営業所)	7,427,750	7,427,750	A	
32	事務所等清掃 9 (古市営業所)	8,646,850	8,646,850	A	
33	事務所等清掃 10 (住之江営業所)	7,391,250	7,391,250	R	
34	事務所等清掃 11 (天神、鶴見)	17,222,525	17,222,525	D	
35	駅構内消毒 (全駅)	26,713,000	26,717,000	E	
36	自動車清掃等	38,351,924	39,234,874	A	自動車台数の減
37	検車場内清掃等(中百舌鳥)	178,698,137	177,008,970	A	車内全清掃及び広告取扱数の増
38	検車場内清掃等(大日)	91,910,738	91,895,900	A	天井及び蛍光灯清掃数の増
39	検車場内清掃等(緑木)	68,757,771	68,430,886	A	天井清掃及び広告取扱数の増加
40	森之宮広告取替え	39,679,370	40,921,850	D	広告取扱数の減
41	森之宮車両清掃	40,305,367	40,020,000	E	車内全清掃数の増
42	検車場内清掃等 (吹田)	62,062,210	61,984,918	A	天井清掃数の増
43	検車場内清掃等 (鶴見)	42,390,885	42,138,902	A	車輛数の増
44	中量車両清掃	27,006,496	26,880,888	A	清掃箇所の増
45	車両消毒 高、中、自	10,055,436	10,158,000	E	自動車車輛数の減
46	駅塵芥運搬 A	34,267,800	34,267,800	A	
47	駅塵芥運搬 B	2,835,960	2,835,960	S	
48	駅塵芥運搬 C	2,457,960	2,457,960	A	
49	駅塵芥運搬 D	5,628,000	5,628,000	H	
50	駅塵芥運搬 E	1,335,000	1,335,000	H	
51	駅塵芥運搬 F	1,993,000	1,993,000	J	
52	駅塵芥運搬 G 中量	2,290,200	2,290,200	T	
53	塵芥処理 本局	4,296,000	6,352,710	U	排出塵芥容量の減
54	塵芥処理 港営業所他	2,334,000	2,334,000	V	
55	駅構内(コスモ・トレート)	10,147,000		O	新規事業
56	塵芥処理(コスモ・トレート)	160,200		W	新規事業
57	建設事務所 古市 他2か所	7,686,240	6,857,860	A	一部期間の増等
	合計(税込み)	2,231,753,896	2,216,516,666		